

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件六件	八五	○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件	八五
○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	八五	○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件二件	八五
○土地改良区の定款の変更を認可した件	八五	○建築基準法による道路の位置を指定した件	八五
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	八五	○建築基準法による道路の位置の指定を変更した件	八五
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	八五	福島県病院局	八五
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件	八五	○平成二十年度福島県病院局職員採用選考予備試験を実施する件	八五
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	八五	福島県教育委員会	八五
○特定非営利活動法人の定款の変更	八五	○福島県教育長等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	八五
		正 誤	八五
		○平成五年六月四日付け定例第四百五十号中	八六〇
		○平成十九年十二月十八日付け定例第九百三十七号中	八六〇

告 示

福島県告示第八百六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年十二月二十五日から平成二十年四月二十五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び浪江町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

藤越浪江店 双葉郡浪江町大字権現堂字下川原八十二ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

株式会社藤越

(変更前) いわき市平字田町九番地

(変更後) いわき市好間工業団地二十一番地の一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社藤越

(変更前) 代表取締役 平本 研二

(変更後) 代表取締役 大高 善興

三 変更した年月日

平成十九年十一月一日

四 届出年月日

平成十九年十二月十一日

五 届出をした者

藤越不動産株式会社

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百六十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年十二月二十五日から平成二十年四月二十五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び富岡町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンター富岡 双葉郡富岡町大字本岡字本町二十ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

株式会社藤越

(変更前) いわき市平字田町九番地

2 (変更後) いわき市好間工業団地二十一番地の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
株式会社藤越

(変更前) 代表取締役 平本 研二
(変更後) 代表取締役 大高 善興

三 変更した年月日 平成十九年十一月一日

四 届出年月日 平成十九年十二月十一日

五 届出をした者 株式会社藤越

株式会社藤越
藤越不動産株式会社

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百六十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年十二月二十五日から平成二十年四月二十五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び相馬市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
藤越相馬店本館 相馬市中村字塚田九番地

二 変更した事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
株式会社藤越

(変更前) いわき市平字田町九番地
(変更後) いわき市好間工業団地二十一番地の一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
株式会社藤越

(変更前) 代表取締役 平本 研二
(変更後) 代表取締役 大高 善興

三 変更した年月日 平成十九年十一月一日

四 届出年月日 平成十九年十二月十一日

五 届出をした者 株式会社藤越

株式会社藤越

(商工総務領域商業まちづくりグループ)
福島県告示第八百六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年十二月二十五日から平成二十年四月二十五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
藤越好間店 いわき市好間町下好間字鬼越百八番地ほか

二 変更した事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
株式会社藤越

(変更前) いわき市平字田町九番地
(変更後) いわき市好間工業団地二十一番地の一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
株式会社藤越

(変更前) 代表取締役 平本 研二
(変更後) 代表取締役 大高 善興

三 変更した年月日 平成十九年十一月一日

四 届出年月日 平成十九年十二月十一日

五 届出をした者 株式会社藤越

株式会社藤越

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年十二月二十五日から平成二十年四月二十五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンター原町 南相馬市原町区南町四丁目七番地ほか

南相馬市原町区南町四丁目七番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成十九年十二月十一日

五 届出をした者

株式会社藤越

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年十二月二十五日から平成二十年四月二十五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンター谷川瀬A館 いわき市平谷川瀬字双藤町五十六一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成十九年十二月十一日

五 届出をした者

株式会社藤越

藤越不動産株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年十二月二十五日から平成二十年四月二十五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル南福島店 福島市黒岩字田部屋四十番地

二 変更しようとする事項

1 駐輪場の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(-) 数 (変更前) 三か所

(-) 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(-) 位置 (変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

1 駐輪場の位置

平成二十年八月十二日

2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成二十年三月十五日

四 届出年月日

平成十九年十二月十一日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、三和土地改良区から平成十九年八月六日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年十二月十八日認可した。

平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第八百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保

安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
伊達市保原町金原田字大沢入三四の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市四倉町字志津五二の一五
- 二 保安林として指定された目的
航行の目標の保存
- 三 解除の理由
指定理由の消滅
- 二一 解除予定保安林の所在場所
いわき市四倉町字志津五二の一五
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第八百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
南会津郡只見町大字榎戸字上エノ山一六七七の一、一七〇一の一から一七〇一の四

まで、一七〇二から一七〇四まで、一七〇二から一七〇四まで、字滝ノ沢一の六から一の二三まで、一の二九から一の三三まで、一の四〇から一の四二まで、一の五一から一の五四まで、一の八四、一の八五、二の三、二の四、大字福井字大和久山一九六九

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林林業領域治山対策グループ）

公 告

公告第七百十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成十九年十二月十三日
- 二 名称
特定非営利活動法人生きる
- 三 代表者の氏名
佐藤 眞一
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市渡利字三本木前十四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障碍者の自立を目的に、作業所の運営、障碍者と地域との交流を通して障碍者の自立を支える地域の人々を育てていくことを目的とするとともに、合わせて障碍者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第七百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成十九年十二月十四日

二 名称

特定非営利活動法人エイ・アール・エス

三 代表者の氏名

下村 一裕

四 主たる事務所の所在地

福島県南会津郡南会津町井桁二百二十八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、会津高原及びその周辺を訪れるすべての人に、自然、歴史、文化、スポーツ等を有効に活用した体験及び学習を提供し、この地域の持つ資源のすばらしさを伝え、その資源の保全と人間との共生に関わる事業を行うと共に、南会津の経済活性化とまちづくりの推進を図るため、空き家及び遊休地等を活用した経済活性化と定住促進に関わる不動産事業を行うことを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第七百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

藤越相馬店本館 相馬市中村字塚田九番地

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

千四百六十七平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

零平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成十九年十一月二十五日

五 届出年月日

平成十九年十二月十一日

六 届出をした者

藤越不動産株式会社

公告第七百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

舘岩土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 赤松 政範

就任した役員

役別 氏名

理事 赤松 明治

住所

南会津郡南会津町塩ノ原五四八番地

住所

南会津郡南会津町塩ノ原五四八番地

（農村整備領域農村計画グループ）

公告第七百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

四時川沿岸土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 坂本 登

住所

いわき市錦町蛭田二五番地

同 日渡 賢治

同 星 福男

同 永井 好一

同 近藤 定光

同 小野 勝彦

同 平山 正栄

同 佐藤 正輝

同 秋元 永朗

同 沢田 武好

同 星 定見

同 安島 英夫

同 赤津 好孝

同 同

同 同

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

就任した役員

役別	氏名	住所
理事	坂本 登	いわき市錦町蛭田二五番地
同	佐藤 正輝	市錦町上中田五九番地
同	星 國雄	市錦町花ノ井一二番地の二
同	山田 益嗣	市錦町御宝殿二二番地
同	近藤 定光	市錦町中ノ町八六番地
同	日渡 賢治	市勿来町関田南町一七番地
同	秋元 昌彦	市勿来町四沢長塚三七番地
同	平山 正栄	市川部町北ノ内三二番地の一
同	小野 勝彦	市川部町橋本六三番地
同	沢田 武好	市川部町大久保一二四番地の一
同	星 定見	市錦町花ノ井一〇番地
同	安島 英夫	市錦町安良町三番地
同	赤津 正敏	市錦町中迎一丁目八番地の三

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第七百二十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置として、次のとおり指定した。

平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定年月日及び番号
平成一八年三月二八日 福島県指令相建第一一六五二号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
荒 節雄 相馬郡新地町駒ヶ嶺字新林一五二番
- 三 道路の位置
相馬郡新地町駒ヶ嶺字深町五五番三、五五番四及び五五番五
- 四 道路の延長及び幅員
延長 五八・六〇メートル 幅員 四・〇一〇六・〇一メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一八年四月一八日 福島県指令相建第一一六四七号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
檜葉町長 草野 孝 双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂五番地の六
- 三 道路の位置
双葉郡檜葉町大字山田岡字美ン森八番五八
- 四 道路の延長及び幅員
延長 一三・五〇メートル 幅員 六・三一〇七・〇二メートル

- 一 指定年月日及び番号
平成一八年四月一八日 福島県指令相建第一一五八四号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
大井 シゲ子 双葉郡浪江町大字北幾世橋字伊織迫一番地の三
- 三 道路の位置
双葉郡浪江町大字北幾世橋字百間沢七一番一
- 四 道路の延長及び幅員
延長 五一・一七メートル 幅員 六・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一八年五月九日 福島県指令相建第一一四三三号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
有限会社斉藤工務店 代表取締役 斉藤 岑孝 相馬市黒木字勝善一二六番地の一
- 三 道路の位置
相馬市石上字南蛇沢五六五番六
- 四 道路の延長及び幅員
延長 六三・〇〇メートル 幅員 六・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一八年五月二二日 福島県指令相建第一一五〇三号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
末永 泰司 双葉郡浪江町大字酒田字原一六番地三六
- 三 道路の位置
双葉郡浪江町大字酒田字上原二九番二、二九番二先及び四七番四
- 四 道路の延長及び幅員
延長 九二・三四メートル 幅員 五・〇〇〇六・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一八年五月二四日 福島県指令相建第一一七七号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
アイワ都市開発有限会社 代表取締役 櫻井 州雄 相馬市中村字桜ヶ丘八四番地
- 三 道路の位置
相馬市小野字五反田三一番一
- 四 道路の延長及び幅員
延長 四九・四五メートル 幅員 六・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一八年五月三〇日 福島県指令相建第一一九二号

- 二 道路築造者の氏名及び住所
株式会社トーヨー不動産 代表取締役 岡田 庄治 相馬市中村一丁目二番地の三
- 三 道路の位置
相馬郡新地町駒ヶ嶺字深町五八番三
- 四 道路の延長及び幅員
延長 八〇・一五メートル 幅員 六・〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一八年六月三〇日 福島県指令相建第一一一四二号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
有限会社双葉不動産管理 代表取締役 石田 信子 双葉郡浪江町大字権現堂字上
- 三 道路の位置
続町一八番地二
- 四 道路の延長及び幅員
延長 三三・九八メートル 幅員 四・五〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一八年七月六日 福島県指令相建第一一一四三号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
株式会社マツバヤ 代表取締役 松原 靖 双葉郡浪江町大字権現堂字上川原八八番地
- 三 道路の位置
双葉郡浪江町大字川添字寺前七番先、七番四及び八番三
- 四 道路の延長及び幅員
延長 七八・〇〇メートル 幅員 六・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一八年七月四日 福島県指令相建第一一九六号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
岡和田 祐輔 南相馬市原町区上高平字宮前一〇
- 三 道路の位置
南相馬市原町区上高平字川原町一〇五番の一部、一〇七番の一部及び一一九番の一部並びに川原三一五番三
- 四 道路の延長及び幅員
延長 六八・〇七メートル 幅員 四・五〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一八年七月二日 福島県指令相建第一一一八二号

- 二 道路築造者の氏名及び住所
株式会社ニーズ 代表取締役 三瓶 浩徳 双葉郡浪江町大字川添字葉山二六番地
- 三 道路の位置
双葉郡大熊町大字熊字新町三七〇番九
- 四 道路の延長及び幅員
延長 三四・八〇メートル 幅員 五・〇三メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一八年七月一三日 福島県指令相建第一一一七五号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
双葉不動産建設株式会社 代表取締役 石田 慎一 双葉郡浪江町大字権現堂字上
- 三 道路の位置
続町一八番地二
- 四 道路の延長及び幅員
延長 六二・九四メートル 幅員 五・〇〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一八年八月一日 福島県指令相建第一一一二〇号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
坂田 剛 相馬市新沼字刈敷田一七番地の四 市営住宅二号楼二〇六号
- 三 道路の位置
相馬市尾浜字細田二〇八番二
- 四 道路の延長及び幅員
延長 四・〇〇メートル 幅員 四・〇二メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一八年八月二日 福島県指令相建第一一一三二号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
作田 剛 相馬市程田字小堤二四番地の一 斉藤 貢 相馬市程田字藪内前一六九番地の二
- 三 道路の位置
相馬市馬場野字寺内二〇九番三、二二〇番二、二二二番二、二二三番二先及び二二三番四
- 四 道路の延長及び幅員
延長 七三・一八メートル 幅員 六・〇〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号

- 一 指定年月日及び番号
平成一八年八月二十五日 福島県指令相建第一一―二五七号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
双葉不動産建設株式会社 代表取締役 石田 慎一 双葉郡浪江町大字権現堂字上
続町一八番地二
- 三 道路の位置
南相馬市小高区藤木一丁目四五番三
- 四 道路の延長及び幅員
延長 五一・一メートル 幅員 五・〇〇〇六・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一八年九月二二日 福島県指令相建第一一―三四五号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
株式会社ニーズ 代表取締役 三瓶 浩徳 双葉郡浪江町大字川添字葉山二六番地
- 一 道路の位置
- 二 双葉郡大熊町大字下野上字清水二五五番四
- 四 道路の延長及び幅員
延長 三四・六メートル 幅員 五・〇三メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一八年一〇月一日 福島県指令相建第一一―三三七号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
株式会社ファーストホーム 代表取締役 水野谷 秀幸 いわき市四倉町字仁井田
字南姥田八番地の一
- 三 道路の位置
- 四 双葉郡富岡町大字上郡山字清水一七九番一及び一八一番一
- 道路の延長及び幅員
延長 五七・三八メートル 幅員 六・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一八年一〇月一三日 福島県指令相建第一一―三六一号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
株式会社アイリスホーム 代表取締役 佐久間 岩男 南相馬市原町区大木戸字金
場一〇番地の一
- 三 道路の位置
- 四 南相馬市原町区大木戸字北西原二〇四番二の一部及び二〇五番四
- 道路の延長及び幅員
延長 三五・〇〇メートル 幅員 四・〇〇メートル

- 一 指定年月日及び番号
平成一八年一〇月三二日 福島県指令相建第一一―三八四号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
有限会社ヨネヤ不動産 代表取締役 大原 邦夫 須賀川市大字岩淵字明神前一六
八番地の一
- 三 道路の位置
- 四 双葉郡富岡町大字本岡字王塚三四番九及び三四番二二
- 道路の延長及び幅員
延長 三四・三九メートル 幅員 四・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一八年一二月一日 福島県指令相建第一一―四八二号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
佐藤 修峰 双葉郡大熊町大字小入野字西大和久三五二番地
- 三 道路の位置
- 四 双葉郡大熊町大字下野上字清水四八七番二四
- 道路の延長及び幅員
延長 六八・七メートル 幅員 六・〇〇〇六・〇四メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一八年一二月一九日 福島県指令相建第一一―四九八号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
山岡 静夫 相馬市沖ノ内三丁目三番地の九 山岡 静一 相馬市沖ノ内三丁目三
番地の九
- 三 道路の位置
- 四 相馬市尾浜字原九一番六、九五番三、九八番四及び一〇六番四
- 道路の延長及び幅員
延長 七五・四八メートル 幅員 六・〇一〇六・〇三メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一八年一二月一九日 福島県指令相建第一一―四九七号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
双葉不動産建設株式会社 代表取締役 石田 慎一 双葉郡浪江町大字権現堂字上
続町一八番地二
- 三 道路の位置
- 四 双葉郡富岡町大字本岡字王塚二〇九番五四
- 道路の延長及び幅員
延長 六二・一一メートル 幅員 六・〇〇メートル

- 一 指定年月日及び番号
平成一九年二月二六日 福島県指令相建第一一六〇一号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
双葉不動産建設株式会社 代表取締役 石田 慎一 双葉郡浪江町大字権現堂字上続町一八番地二
- 三 道路の位置
双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森二九三番一〇の一部、二九三番一一、二九三番一二の一部、三一〇番四、三一〇番五、九九九番及び一〇〇〇番の一部
- 四 道路の延長及び幅員
延長 六六・三四メートル 幅員 四・七五〇メートル
(建築領域建築指導グループ)

公告第七百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更前	変更後	指定年月日及び番号	道路築造者の氏名及び住所	道路の位置	道路の延長(メートル)	道路の幅員(メートル)
昭和五六年 二月二日 福島県指令 原建第六三〇八号	今野 吏雄 相馬市中村字 本町三五番地	相馬市西山字 水沢二七二番 一〇一、一〇四及び一〇五	一一九・〇〇	四・四〇		
平成一八年 三月二八日 福島県指令 相建第一一六六九号	今野 吏雄 相馬市中村字 本町三五番地	相馬市西山字 水沢二七二番 一〇一、一〇四及び一〇五	一一九・〇〇	四・四〇		
平成一五年 一月六日 福島県指令 北建第一八〇〇三号	佐藤 哲雄 秋田県秋田市 広面字鍋沼八 一番地二	伊達市北後一 九番三	四一・七二	四・〇〇		

変更後	佐藤 哲雄 秋田県秋田市 広面字鍋沼八 一番地二	伊達市北後一 九番三	一一〇・八三	四・〇〇
平成一九年 六月一日 福島県指令 北建第一八 八七四一 二号	伊達市北後一 九番三	一一〇・八三	四・〇〇	

(建築領域建築指導グループ)

福島県病院局

公告第一一号

平成20年度福島県病院局職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成19年12月25日

福島県病院局事業管理者 茂田 士郎

- 1 試験を実施する職種
理学療法士
作業療法士
臨床工学士
- 2 試験期日
平成20年2月1日(金)
- 3 受験申込受付期間
平成19年12月26日(水)から平成20年1月25日(水)まで
- 4 受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局管理グループ(福島市中町8番2号 電話(024)521-7226)
(管理グループ)

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第4号

教育 育 庁

福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十二月二十五日

福島県教育委員会

福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成元年福島県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に改め、同条第三項中「午後零時四十五分」を「午後一時」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前二項の規定にかかわらず、所属長は、子育て、介護又は通勤のための特別の事情その他の教育長が別に定める特別の事情を理由とする第一項の職員からの勤務時間及び休憩時間の変更の申出があった場合において公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務時間を午前八時三十分から午後五時十五分までとし、及び当該勤務時間に係る休憩時間を午後零時から午後零時四十五分までとすることができる。

第四条第二項中「午後五時四十五分」を「午後六時」に改め、同条第三項中「四十五分」を「一時間」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前二項の規定にかかわらず、所属長は、子育て、介護又は通勤のための特別の事情その他の教育長が別に定める特別の事情を理由とする第一項の職員からの勤務時間及び休憩時間の変更の申出があった場合において公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務時間を午前九時から午後五時四十五分までとし、及び当該勤務時間に係る休憩時間を午前十一時十五分から午後二時までの間において所属長が定める四十五分とすることができる。

第七条中「第三条第二項及び第三項」を「第三条第二項から第四項まで」に、「第四条第二項及び第三項」を「第四条第二項から第四項まで」に改める。

第十一条中「第四条第一項から第三項まで」を「第四条第一項から第四項まで」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年一月一日から施行する。

（教育総務領域人事管理グループ）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成五年六月四日付け定例第四百五十号中

四一〇	下	後ろから一二	県営農林漁業用揮発油税財 源身替農道整備事業（二期）	県営農林漁業用揮発油税財 源身替農道整備事業
-----	---	--------	-------------------------------	---------------------------

○平成十九年十二月十八日付け定例第千九百三十七号中

八四一	下	四	平成十九年十二月四日	平成十九年十二月四日
-----	---	---	------------	------------